

交付申請（申請者）

申請書類を商工課工業振興係に提出します。（**事業着手の14日前まで**）
ホームページで申請要件、申請期限、必要書類等をよく確認してご申請ください。不足の書類がある場合は受付できません。また、内容に不備があると、再提出や補正のためお越しいただく必要が生じますのでご了承ください。

交付決定（商工課）

内容を審査し、交付決定します。内容に不備がある場合や、要件が満たされず対象外となった場合はご連絡します。また、必要に応じて現地調査を実施します。
※1週間～10日程度で交付決定通知書が郵送されます。

事業着手（工事着工、物品購入）

市から「交付決定通知書」が届いたら、速やかに工事等に着手してください。
※交付決定前に着工した工事、購入した設備は、交付の対象になりません。



実績報告（申請者）

工事等が完了したら、2か月以内又は当該年度の3月末日までのいずれかの早い日までに実績報告をしてください。

※その際に請求書も提出してください。（日付は空欄のまま）



補助金の交付

実績報告の内容を審査し、工事等が適正であると確認できたら「確定通知書」を郵送します。
その後、1ヶ月以内に指定口座に補助金が交付されます。
※必要に応じて現地調査を実施します。